

平成28年6月29日

株 主 各 位

福岡市中央区大名二丁目12番1号

株式会社福岡中央銀行

取締役頭取 古村 至朗

第95期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第95期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第95期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金につきましては、当行普通株式1株につき金3円50銭（普通配当2円50銭、記念配当1円）、総額94,819,067円、その効力が生じる日を平成28年6月30日とすることに決定いたしました。

これにより、中間配当金と期末配当金をあわせた年間の配当金は1株につき金6円となります。

また、その他の剰余金の処分に関する事項として、増加する剰余金の項目は別途積立金、その額9億円、減少する剰余金の項目は繰越利益剰余金、その額9億円と決定いたしました。

第2号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に布施 圭一郎氏が選任され、就任いたしました。

第3号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に力丸 光典、道永 幸典の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、道永 幸典氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり退任監査役 有村 文章氏に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準に基づいて相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、贈呈の金額、時期、方法等は監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以上

配当金のお支払いについて

1. 銀行等口座振込みをご指定されました方には、同封の「期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認のご案内」に記載のとおり振込み手続きをいたしましたので、ご確認ください。

株式数比例配分方式を選択されている方の配当金のお振込先につきましては、口座を開設されている証券会社等にお問合せください。

2. 銀行等口座振込みをご指定されていない方は、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間（平成28年6月30日から平成28年7月29日まで）内に、お近くのゆうちょ銀行の全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）でお受取りください。銀行等に預金口座をお持ちの場合は、「期末配当金領収証」を当該銀行等の窓口にご持参になれば、同口座への入金も可能です。ただし、銀行預金口座へのご入金手続きは、表記払渡しの期間最終日の3営業日前までとなります。なお、銀行払渡しの期間経過後のお支払いにつきましては、三菱UFJ信託銀行にてお支払いいたします。

お受取りの際は、「期末配当金領収証」裏面の「配当金お受取り方法」をご覧ください。

3. 同封の「配当金計算書」は、配当金をお受取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付書類としてご使用いただけます。

株式数比例配分方式を選択されている方におかれましては、口座を開設されている証券会社等にお問合せください。